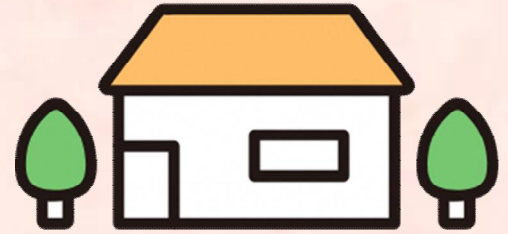


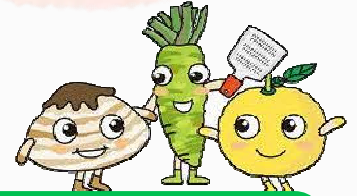
# 令和8年度 益田市地域の担い手 移住リフォーム事業補助金



UIターンされる方の住宅リフォームを支援します

※工事着手前に申請手続きをしてください

上限30万円  
(対象経費の1/2)+



プラス20万円

【子育て世帯加算】  
18歳未満の  
子どもがいる方

+

プラス10万円

【地区加算】  
人口2,001人~4,000人  
の地区(安田,西益田)

or

プラス20万円

【地区加算】  
人口2,000人以下の地区  
(鎌手,種,北仙道,豊川,真砂,二条,  
美濃,小野,中西,東仙道,都茂,二川,  
匹見上,匹見下,道川)

\*\*\*30万円と各加算額の合計が、補助金の上限額(対象経費の1/2)になります\*\*\*

【対象者】以下の(1)~(3)いずれかに該当する方で、益田市に転入後5年以上定住する意思のある方

- (1) 相続により自己が所有する家屋、または3親等以内の親族所有の家屋を改修するUIターン者
- (2) 益田市空き家バンク制度を利用し、空き家を購入されたUIターン者
- (3) 益田市空き家バンク制度を利用し、UIターン者と賃貸借契約を締結した空き家の所有者

※ここでいうUIターン者とは、市外・県外に5年以上居住していた方で、益田市へ転入後1年以内の方です

【補助金対象経費】

家屋の機能向上のために行う修繕・模様替え・増築・設備改善など、居住のために改修する工事に要する経費  
(例) 水回りや給湯器等の改修、畳や壁紙等の張り替えなど ※車庫や外構など居住部分以外の工事は対象外  
(注意) 対象経費30万円以上の工事であり、市内に事業所を有する法人や個人事業主による施工に限ります

申し込み方法

申請は工事着手前にしてください

「益田市地域の担い手移住リフォーム事業補助金交付申請書(様式第1号)」に必要な書類を添付し、工事着手までに提出してください。益田市公式ウェブサイトダウンロードしていただくか、益田市地域振興課までお問合せください。

【交付の取り消しについて】

補助金の交付を受けた方が5年以内に、改修物件を取り壊し・売却・譲渡、または、転出・転居した場合等には、補助金を返還していただきます

【募集期限】

令和9年1月29日(金曜日)まで ※予算額に達した時点で受付を終了いたします

【工事期間】

補助金の交付決定後に着手し、令和9年3月15日(月曜日)までに完了すること

【お問い合わせ】

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所地域振興課定住促進係  
TEL:0856-31-0173 FAX:0856-23-7708



▲詳しくはこちら